

第六十一回国会 参議院 商工委員会 会議録 第四号

昭和四十四年三月十一日(火曜日)

午後一時十五分開会

委員の異動

三月三日

辞任

藤原 道子君
田淵 哲也君

補欠選任

阿具根 登君
瓜生 清君

出席者は左のとおり。

委員長

八木 一郎君

理事

川上 為治君
土屋 義彦君
大矢 正君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
内田 芳郎君
大谷藤之助君
村上 春藏君
山本敬三郎君
竹田 現照君
矢追 秀彦君
須藤 五郎君

政府委員

通商産業政務次官 植木 光教君
通商産業大臣官房長 両角 良彦君
通商産業省通商局長 宮沢 鉄蔵君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(通産行政に関する件)

○委員長(八木一郎君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。去る三月三日藤原道子君、田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として阿具根登君、瓜生清君が選任されました。

○委員長(八木一郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

○大矢正君 私は、先日来新聞をにぎわしてあります通産省内部における不正な事件に關してお尋ねをいたしたいと思っておりますが、新聞の報ずるところによりますると、関税暫定措置法の第二条にありまする重要機械類の免税に伴いまして、その審査の過程で通商局の事務官であります堀田某なる者が、正確にはわかりませんが、本来免税になるべき機械類でないにもかかわらず、特別の権限を持って免税措置を一方において講じ、一方においてはそれによって供応を受け、かつまた、推測の域を出ませんが、収賄の可能性もあつたということでありまして、産業界と密接な関係があり多くの許認可の権限を持つていて通産省として、まことに重大なものがあると思つて、そこで、今日までのこの問題に關する経緯と考え方をお尋ねをいたしたいと思つております。

○政府委員(植木光教君) 網紀を厳肅に維持することは、われわれの最も心すべきところでございまして。常にこの点につきまして注意を払つてまいりましたのでございまして、今回のような事件が起りましたことを、まことに申しわけなく存じて

おります。

経緯につきましては、通商局長からお答えをいたさせていただきます。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) ただいま先生御指摘のとおり、先般私の方の局におります堀田事務官が収賄容疑で、現在警察で取り調べを受けておるわけでございます。まことに世間を騒がせておる申しわけない次第だと思つております。ただ、その過程におきまして、本来免税にすべきでないものを免税にし、というようにございまして、これは、ないか、こういうお尋ねでございますけれども、実はこの関税の免税をやります際には、通商局だけでこれを処理しておるのでございまして、実は、どの機械を免税対象にするかということを通産省内部の意見を取りまします際には、通商局とそれから企業局、工業技術院、それから原局、重工業局、これだけのものが集まりまして、その機械がはたして国産がないかどうか、また、その機械を入れることが当該産業の設備の緊急な近代化を促進するために必要であるかどうか、また、その事業の主要な作業工程において欠くことのできないものであるかどうか、こういうような点をいろいろ審査して意見を交換しました上で免税にすべきであるかどうかという判定をいたしまして、それを大蔵省のほうに持ち込むわけでございます。御承知のように関税暫定措置法の所管は大蔵省になっておりまして、大蔵省のほうで通産省の説明を聞き、向こうは向こうでそれなりにいろいろ審査いたしました。これは免税してしかるべきものである、こういう判定が下りました際に免税の手続をとるといふことになっておるわけでございます。したがって、堀田個人が、免税にすべきものではないものを免税にするというふうなことを、かつてにやり得るようなことにはなつていないというふうに考えておるのでござい

ます。

なお現在警察で取り調べ中でありまして、具体的にどのような供応を受け、どのような結果になるか、この点につきましては現在まだ捜査も継続中でございますので、その報告を受けておりましたので、その内容の具体的なものにつきましてはまだお答えできる段階になっておりません。

○大矢正君 いまあなたの発言を聞くと、特別彼が措置することによって本来課税されるべきものが免税措置になるような組織なり機構なりそれから仕組みにはなつていないんだという発言であります。具体的には何らの権限がないことになつて、その権限のないところに、あれだけ、公表されているだけでも非常に多くの供応が行なわれ、われわれ自身も想像できないような大きなものになつておるわけでありまして、そうするとなつたの、あなたの説明から言うならば、それぞれの企業というものは、堀田なるものからいささかの恩恵にも浴さないだけども、結果としては膨大な供応をして、これはこれからの捜査を待たなければなりません、贈賄をして、こういうことになつておるわけ、もちろん私もは捜査当局じゃありませんから、具体的に証拠の一つ一つを持ってあなたに迫るわけにはまいりませんが、常識的に、かつ一般的に考えてみましても、そういうような権限もないところに何のために供応というものが起るのか、そこがわからないわけ、です。ですからあなたの言わんとすることは、私はわかるような気がするんですよ。気がしますが、そうだとすると、そんな権限のないところにそういう供応が起るのかということなんです。もう一度ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) 堀田事務官は、いわゆる通商関税官という仕事をしておりますので、この

ないというような答弁ですが、全くもって不可解だと言ふはかないわけですか。ですから、私は手続、手続の問題についてじゃなく、それでもなおかつ問題が起る原因はどこにあるのだからかというところをお尋ねしては行かないわけですか。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) まあ手続、手続その他はいま御説明したとおりでございますが、しかもなおこういう問題が起ったのはなぜかという御質問に対しては、私自身いまひとつ非常にやばりこれから考えなけりやならない問題だろと思っております。同じポストにあまり長く人を置いておいたことではないかというふうに考えております。それで、現在役所の仕事もわりに専門的な分野があるわけでございまして、まあできるだけやはり専門的な知識を持つておる人を育てたい、こういう気持ちも一面にはございまして、まあこの人たちはやはり通商関税官というふうな名前をつけまして、やはり一種の専門官の一つでございませうけれども、どうも今度は、今回の事件といひ、それからしばらく前に起きましたJISの事件といひ、いわゆる専門的な知識、経験を持つておる人の分野に事件が起きておりました。結局いま申しましたような行政上の要請もございまして、そういうことになつたわけでございませうが、それにしても、同じポストにあまり長くおつたような場合にやはりこういう事件が起きておりますので、やはり仕事の面では多少やはり問題があるにしましても、あまり長く同じポストに置かないというふうなことを考えるべきではないか、そういう点を私たちとしてはいま反省しておりまして、そういう点につきましてはひとつ具体的なやり方についてもなお至急検討したい、こういうふうにご意見を伺ひたい。

○大矢正君 長く置くかどうかという欠陥があるので、

○政府委員(宮沢鉄蔵君) 長くおりました場合には、結局まあ今回の場合に具体的にどうであるかかというところは別にして、一般的なことになるかと思ひますけれども、そういう仕事に関する知識、経験が非常に豊富になるといい点はあるわけでございますけれども、また一面、外から見ました場合には、ある人が非常にその単独の、何か非常な権限を持つておるというふうには、やはり誤解されるということもあるかと思ひます。それから、まあ何とはなしに発言力といひますか、そういう面でも多少力を得てくる、そういうこととの反映として何かその人が非常に大きな権限を持つておるのかのように誤解されるというふうなこともあり得ることとございまして、またそういうふうな結果として、今回のようないろいろな事件が起るといふことと、きつかけにもなりかねない、そういうふうなこともあり得ることではないかというふうに考えておるのでござい

ます。

○大矢正君 まああなたの御発言によると、通産省の、特に本問題に限って言えば、通商局の中におけるその種の審査の過程の中には、特定の人間がみずからの意思に基づいて免税措置を講ずるといふようなことは、結局のところ、何ら方ない者に対して企業というものが多額の供応をしたり、将来あるいは捜査によつて出るかも知れませんが、贈賄をしたというものは、全く企業がどうかしておるのであつて、通産省の機構や仕組みやそれからまた手続、手続の上においてはいささかも間違いがないのだと、だからもつと極端なことばで言えば、企業といふものはばかだつたんだ、何も権限のない人間に一生懸命飲ませて食わせておる。しかも一軒の店だけで、新聞の報ずるところが正しければ、三百万円というの、一軒の店だけで、一軒の店で三百万円というの、一カ月約三百万円ということでは、それ一軒です。かりにそんなのが五軒あつたらどういふ勘定になりますか。それだけ私は日本の経営者といふものはばかではないのじゃないかと、あなたが御存じなつておる。答弁をされておるかどうか、あるいはわかつておる言われないのか、わかつておる言われないとなると、なおあなたのほうは人

間が悪いことになるわけでありませうけれども、ともあれ、やはり欠陥のあることは間違いないのじゃないですか、そういう問題が起るといふことは、どういふのは、私はきびしく言うようでありませうけれども、まじめにやつておる人間が、同じ役所の中で、やはり精神的に受ける打撃といふのは非常に大きいと思つておる。いままでまじめにやつてきたし、これからはやろうとする人間に對して、どんなに害毒を流すことになるかわかりませぬよ、この問題は、ですから私は申し上げておるのであつて、もしあなたのほうに具体的にこういう措置とどういふ措置をとることによつてこの種の問題を未然に防止ができるし、そういう事態にならないようにできるのだ、こういう考えがあつたら、この際お答えをいたしたいと思つておるわけですか。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) この種の問題が起きたことによりまして、非常にまじめに仕事をしておる人にお話、全くそのとおりでございませう。そこで、こういう問題を再び起さないようにするためにはどういふふうにしたらいかと、いふことと、この問題が、本件に限りについて申しますと、私は仕事の仕組みそのものに関しましては、先ほど申上げましたように、チェック・アンド・バランスのシステムは一応できておるやうなわけですが、同じポストに長く置いておるといふことが大きな原因の一つであるといふふうに私は考えておりますが、これは局内、もつと広く申しますと全省の問題になると思ひますが、この専門的な知識、経験を要するポストに對する人事配置の問題でございませう、やはりあまり長くならない機会に、多少問題があらましてもこれは異動を行なうといふことをぜひ考えたいといふふうに考えております。

被を入れる人に対する免税措置ということに、わりにつながつてくる行政でございまして、比較的個別行政といひますか、ある種の行為をすることによつてわりあい企業の利益に直結するやうな種類の行政、これも幾つかあるわけでございますが、できるだけそういうものはやめるやうなことは考えられないのか、行政内容の再点検といひますか、できるだけそういう個別的な、統制的な仕事はやめさせることができないかどうか、そういうふうな点の再検討もしたいと思つておるわけですか。

○大矢正君 局長、お尋ねをしますが、関税暫定措置法の第二条にいうところの「新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難である」といふのは、具体的にどういふ内容のものであるのか、といふことは「本邦において製作することが困難である」、絶対にできないといふことではないわけですが、「困難である」、そこに幅があるわけですが、したがつて、国内に現存する機械があつても、場合によつては免税措置として外国から輸入するところがあるといふことになつておるわけですね。それが十億の機械だつたら一五%の関税でいけば一億五千万円企業としてはもうかることになつておるわけですね、そうでは、したがつて、この法律の運用それ自身の中に非常に幅があるといふ問題があらましますね、それからもう一つは、「事業の主要な作業工程において欠くことができないものであること」といふ第二項があらましますね、これもまた非常に幅のあるものですね。またこの条文にはないけれども、機械の特定する部分のみを免税の対象にするのか、その機械を包

括する全体に対して免税するのとかというように、よつても非常に大きな違いがあるわけですが、しかし、これは法律には書いてない。したがって、そういう幅のあるところに——もちろん法律であるから、あらゆるものに、読んですぐ適用できるようなわけにはまいらぬから、そこに政令に指定する、こう書いてあるんです。それは私もわかりません。したがってそれだけに、言うならば特定の個人に権限が集中をする、新聞等ではオールマイティと書いてある。私もまさか通産省ともあるろう役所の一事務官にオールマイティなどというものは当てはまらないと思うが、やはりオールマイティではないにしても、ほぼそれに近い権限というものが発生する根拠があるんじゃないかという感じがするわけですよ。したがって第一の点は、いま申し上げたような二点——三点ですか、正確に言うると三点というものは、やはり通産省それ自身の中において——第一段階においてですよ、最終的には大蔵省にいくに違いないが、第一段階、審査の過程において——申請以前の審査の過程においてそれを認めるか認めないかという権限と幅というものが、かなり事務官に与えられているんじゃないかという感じがするんですが、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) たいだいま法律の条文を引用しての御質問でございますけれども、これはやはり「製作することが困難である」という簡単な表現でございますけれども、当然やはり幅があると思ひます。それで具体的にその判定をいたした際には、それをさらに運用上はA、B、C、Dというランク、先ほど申しましたように各担当官がランク、評点をつけるわけでございますが、この評点をつけます基準を見てみますと、やはり当然——いまの御質問に関連がございまして、申し上げますが——ランクがあると思ひます。たとえばAランクは文句なしにどう見ても国産でたない。どういふものかと申しますと、たとえば外国会社の日本に特許がありますために国産ができない、あるいは技術水準が全然劣つておるために絶

対できない、こういうものもあるかと申します。そういうようなものがAランクでございます。それに次ぐランクのものといはしましては、同じような種類の国産品はあるけれども、能力的に見ますと非常な差がありまして、稼働上やはり問題がある、こういうものが一応Bランクになっております。それからCランクになりますと、同種の国産品があるわけでございますが、能力的に劣る、あるいは国産品はないけれども、しかし技術的につくりうと思へばつくれないことはない、こういうものもあるわけでございます。これはCランクでございます。それからDランクというのは、先ほど申しましたように同じような国産品がありまして、それで大体できるはずである、こういうものでございます。Dランクは文句なしにだめでございまして、A、B、Cのものにつきましましては、これはやはり各担当官が並べて審査いたしますと、多少評点に差がついてくることとございまして、したがって、やはり解釈上の問題といたしましては当然若干の幅があるわけでございます。

それから堀田君の場合について申しますと、彼が一人でもって黒のものを白と申すことはできないわけでございますけれども、この評点をつけますのは、通商局と、それから重工業局と企業局と化学工業局、四つでございますから、堀田君は四つの一つの評点をつけるだけのを保持しておつた、そういうことは言えるわけでございます。ただ先ほど申しましたように、要するにDはだめでございまして、このDのマークをだれか一人つけましたらそれはだめだということになっておりますので、当然認むべきでないものを認めるというふうな仕組みにはなっていない、こういうこととございまして。

○大矢正君 あなた、法律的にどうか、事務的にどうか、行政的にどうか、そういう立場だけで答弁されようとしているが、そうするとまた私も疑問がわくわけですよ。四人おつて、A、B、C、Dの四段階があつて、だれかDというも

のを入れたら、それでその機械は重免の指定は受けれないというところが前提だから、もちろん申請も出さない、却下されるということになるわけですね。そうすると、あなたはいまの論法でいくと、四分の一の力しか堀田にはないと、堀田の四分の一の力しかないものがあれだけのことをやるなら、ほかの三人も同じことをやっているのかという理屈になる。そうじゃないですか。あなたは純粹に行政論的というか法律論的というか、そういうふうな答弁をされるけれども、しかしわれわれ一般の目で考えれば、堀田というものが、あなたがあくまでも四分の一の権限しか絶対ないんだということを抗弁すればするほど、それでは残りの四分の三に対しては、もつと何かやってくるのか、あるいは同様のことをやっておるのか、多少個人差があるから三百万が二百万に落ちるのか、ということをやっているのかという理屈になるじゃないですか。

○須藤五郎君 関連して一つだけ。いま、四分の一の権限しかないというお答えでしたけれども、その四分の一をもしも堀田何がいじめたとしてもDをつけられればすべてのものがだめになってしまうということじゃないのですか。だから、堀田の筆一本でそれが生きても死にもするということになれば、A B C Dの一つしか権利はないというふうなのは、ことばだけのことで、その力たるやいわずなれば、オールマイティになるわけじゃないのですか。だから、堀田某が業者のところへ行つて、おれは今度Dをつけるぞ、こうかりにおどかしたとすれば、その堀田のDをつけられるのを防ぐために、業者はやはりそれに金をつぎ込むというところが起つてくるんじゃないのですか。だから、四分の一の権限しかないというのではなしに、堀田はオールマイティの権限を持つ、こういうふうな解釈もできるんじゃないのですか、運営の上において。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) まあいま四分の一というものは多少ひつかつたわけでございますが、もう一回申しますと、この評点をつけますのは、四

人をつけるわけでございますから、そういう意味において四分の一と申し上げたわけで、いま極端な場合を、逆の場合を須藤委員から御質問のようになつた場合には、それはやはりだめになつてしまつたわけですよ。しかし、それをオールマイティと言われますと、四人とも全部オールマイティということになるので、オールマイティという言い方はちよつとあれだと思ひますけれども、いずれにしても四人でやるべきものである。しかしいずれにしても、だれかDをつけたらだめになる。したがって、先生が御指摘のように、もしかりに彼がABCであるものをDとつけられだめになる、そういう仕組みになっております。

それからもう一つ、各局の一応立場を先ほど申したので、結局、堀田君について、一体彼がどういふことを實際やっておつたか、それからどの程度の彼が発言力があつたかということについて考えてみますと、先ほど申しましたように、非常に長くその仕事をしておりまして、そして大蔵省に行つていろいろ話をされるようなこともしておりましたから、結局、こういう言い方をすれば非常に通りがいいとか、こういう言い方をすれば非常に悪いとか、そういうような脳波といひますか、そういうものは、やはり非常に長くやっておりますために、おそらく原局やなにか、原局は自分のほうの機械について、ぜひ大蔵省のほうに通してもらいたい、こういう発言をするのでありまして、こういうときに、長く仕事の経験をしていられ、大蔵省のビヘービアからいって、こうして言方をすれば大体だめになつてしまつて、こういうことはあり得ることだと思ひます。そういう意味のおそらく助言というふうなことは、いろいろもつと押す段階になればあり得ることだと思ひます。

それからもう一つ、大蔵省に対して説明いたしましたのは、堀田君が説明するのじゃないに、それをいろいろ大蔵省に要求するときには原局が行つて説明するわけですよ。ただ彼が行つてその場合に立ち会つておるわけでありまして、そういう立場に

も全部と言つてもいいと思いますが、まじめに努力をしてきている職員の受けましたショックもまことに大きいのでございまして、したがって、いま未然に防止するための措置をとるべし、また管理者の責任についても、いまお話しがございまして、大臣が直ちに指示をいたしまして、綱紀保持のための具体的措置についていま懸命にその具体策を仕上げていらっしゃるんでございまして。お話しのように、先ほど局長から申しましたように、同一人に一定期間以上同一ポストに従事させないように、人事管理の適正化をいたしました。あるいはまた事務運営の方法の改善、管理者の責任体制の強化、さらに内部監査体制の強化、こういうことについて、いま具体的措置を練つているところでございまして。早急にこれを仕上げまして、当省の信頼を回復し、また国民に公正に奉仕する機関としての責任を果たしてまいりたいと思つております。どうぞ御協力くださいますように。

○委員長(八木二郎君) 本日の調査はこの程度といたします。

次回は三月十八日午前十時とし、本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五分散会

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

第一条 軽機械の輸出の振興に関する法律(昭和三十四年法律第百四十四号)は、廃止する。

(輸出振興事業協会の解散)

第二条 輸出振興事業協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の時に於いて解散する。

(清算人の任命等)
第三条 通商産業大臣は、前条の規定により協会が解散したときは、遅滞なく、解散前の協会の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2 通商産業大臣は、清算人が職務上の義務に違反したときその他その職務を適切に遂行してないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の協会の役員以外の者のうちからも任命することができる。

(清算人の代表権)
第四条 清算人は、協会を代表する。

(清算事務の監督)
第五条 清算人は、就職の後、遅滞なく、協会の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、通商産業大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

(残余財産の処分の制限)
第六条 清算人は、協会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(残余財産の分配)
第七条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、旧軽機械の輸出の振興に関する法律第四十九条第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じてこれを分配しなければならない。

(決算書類の提出)
第八条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、通商産業大臣

に提出してその承認を受けなければならない。
2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、協会の帳簿及び協会の業務に関する重要な書類を添付しなければならない。

(民法の準用)
第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条(清算法人)及び第七十八条から第八十一条まで(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、清算中の破産)の規定は、協会の清算について準用する。

(罰則)
第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項又は第八条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

二 第五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

三 第六条の規定に違反して、協会の残余財産を処分したとき。

四 第七条の規定に違反して、協会の残余財産を分配せず、又は協会の残余財産について納付した負担金の額をこえる分配をし、若しくは納付した負担金の額に応じない分配をしたとき。

五 前条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

六 前条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(軽機械の輸出の振興に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第二条 旧軽機械の輸出の振興に関する法律は、

協会の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
2 協会の昭和四十四年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 協会の昭和四十三年度及び昭和四十四年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「並びに輸出振興事業協会」を削る。

(法人税法の一部改正)
第四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三中輸出振興事業協会の項を削る。

(地方税法等の一部改正に伴う経過措置)
第五条 改正前の地方税法第七十二条の二十二第四項第六号及び法人税法別表第三の規定は、清算中の協会については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)
第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十二号を削り、第三十一号の二を第三十二号とする。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小商業振興法案(衆)

中小商業振興法案
中小商業振興法

(目的)

第一条 この法律は、国民経済において中小商業者が占める地位の重要性にかんがみ、資本の自由化その他の経済的諸条件の著しい変化に対処するため、中小商業における経営形態の近代化を促進するとともに、中小商業の事業活動の機会を適正に確保すること等により、中小商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小商業者」とは、次の各号に掲げる者であつて商業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

二 企業組合

三 協業組合

2 この法律において「中小商業近代化事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

一 商店街の区域内において小売商業を営む中小商業者の経営の近代化のために行なう商店街の改造の事業

二 小売商業を営む中小商業者の店舗の共同化のために行なう店舗その他の施設を設置する事業

三 小売商業連鎖化のために行なう購買、宣伝その他の事業

四 小売商業を営む中小商業者の割賦販売の方法による販売の実施のために行なう割賦購入あつせんの事業

五 中小商業者の計算事務の共同化のために行なう事業

六 卸売業を営む中小商業者の卸売団地を形成するために行なう店舗、倉庫その他の施設を設置する事業
(中小商業近代化計画の承認)

第三条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその組合員(協同組合連合会にあつては、これらの連合会を直接又は間接に構成する会員の組合員)の三分の二以上が中小商業者であるもの、中小商業者が他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をしている会社又は中小商業近代化事業の実施を目的として中小商業者が他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をし若しくは他の中小商業者と合併をして会社を設立する場合(合併により会社が存続する場合を含む)における当該出資若しくは合併をしようとする者は、政令で定めるところにより、中小商業近代化事業について中小商業近代化計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その中小商業近代化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 中小商業近代化計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小商業近代化事業の内容及び実施時期

二 中小商業近代化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

三 中小商業近代化事業を実施するために必要な準備金にあつては、組合員又は役員に対し負担金を課する場合にあつては、その負担金の賦課の基準

四 前各号に掲げるもののほか、中小商業近代化事業を実施するために必要な事項であつて政令で定めるもの

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その中小商業近代化計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 その内容が政令で定める基準に適合しているものであること。

二 当該中小商業近代化事業を確実に遂行する

ために適切なものであること。

(中小商業近代化計画の変更)

第四条 前条第一項の承認に係る中小商業近代化計画を作成した者(同項の承認に係る当該出資に基づいて設立された会社並びに同項の承認に係る当該合併後存続する会社及び当該合併により設立した会社を含む)は、その中小商業近代化計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による承認をする場合に準用する。

(中小商業近代化計画の承認の取消)

第五条 主務大臣は、第三条第一項の承認に係る中小商業近代化計画に基づいて中小商業近代化事業を実施する者が同項の承認に係る中小商業近代化計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)に従つた中小商業近代化事業の実施をしていないと認めるとき、又は第三条第一項の承認に係る中小商業近代化計画の内容が同条第三項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

(資金の確保及び税制上の措置)

第六条 政府は、第三条第一項の承認に係る中小商業近代化計画に基づく中小商業近代化事業の実施を促進するため、これに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるとともに、税制上特別の措置を講じなければならない。

(助言又は勧告)

第七条 主務大臣は、中小商業近代化事業が円滑に実施されるようにするため、中小商業近代化計画の作成若しくは変更又は第三条第一項の承認に係る中小商業近代化計画に基づく中小商業近代化事業の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

(労働者の確保)

第八条 政府は、中小商業に従事する労働者を確保するため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、その者の福祉の増進その他必要な措置を講

ずるものとする。

(転換の指導等)

第九条 主務大臣は、中小商業の経済的諸条件の変化に即応して事業の転換を行なうとする中小商業者の申出があつた場合には、当該中小商業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようにするため必要な指導を行なうものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の融通のあつせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

(特殊契約)

第十条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその地区内において小売商業を営む中小商業者の三分の二以上が組合員(協同組合連合会及び商店街振興組合連合会にあつては、これらの連合会を直接又は間接に構成する会員の組合員)となつていもの(以下「特定事業協同組合等」という)は、その地区内において中小商業者以外の者(会社及び個人に限る。以下同じ)が大規模な小売商業の開始又は小売商業の大規模な拡大をすることが、当該地区内において小売商業を営む中小商業者の相当部分の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小商業者以外の者とその者が当該事業の開始若しくは拡大を停止し、又はその計画を変更すべき旨の契約(以下「特殊契約」という)を締結することができる。

2 特殊契約は、特定事業協同組合等がこれについて主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が、その特定事業協同組合等の地区内において小売商業を営む中小商業者が経

営の合理化を円滑に行なうため必要な限度をこえず、かつ、一般消費者の利益を不当に害するおそれがないものであると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

第十一条 主務大臣は、前条第二項の認可の申請を受理した日から二箇月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、前条第二項の認可があつたものとみなす。この場合には、特定事業協同組合等は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が前条第二項の認可の申請に關し特定事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその特定事業協同組合等に通知しなければならない。

第十二条 主務大臣は、特殊契約の内容が第十條第三項に規定する要件に適合するものでなくかつたと認めるときは、その特定事業協同組合等に対し、その特殊契約を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならぬ。

第十三条 特定事業協同組合等は、特殊契約を廢止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第十四条 中小商業者以外の者は、特定事業協同組合等の代表者が、政令で定めるところにより、特殊契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2 特定事業協同組合等の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならない。

3 前項の承認の議決は、総組合員又は總會員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

第十五条 前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉をすることができないとき、又は特殊契約の内容につき協議がととのわなるときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

3 主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なおうとするときは、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

(休業日等の制限に関する契約)

第十六条 特定事業協同組合等は、その事業として休業日又は閉店若しくは閉店の時刻に関する制限又は指導を行なつてゐる場合において、その地区内において中小商業者以外の者であつて小売商業を営んでゐるもの(百貨店法(昭和三十一年法律第十六号)第六條第一項に規定する百貨店業者を除く。)がこれと異なる定めをしてゐることが、当該地区内において小売商業を営む中小商業者の相当部分の経営の安定に著しい悪影響を及ぼしてゐるときは、当該異なる定めをしてゐる者とその者が休業日又は閉店若しくは閉店の時刻を制限すべき旨の契約を締結することができる。

2 前二條の規定は、前項の契約に準用する。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三十二年法律第五十四号)の規

定は、特定事業協同組合等のうち商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)第二條第五号に掲げるものを除く。以下次条において「特定商店街振興組合等」という。)に係る第十條第二項の認可を受けた特殊契約及びこれに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合(同条第三項の請求に応じ、主務大臣が第十二條の規定による処分をした場合を除く。)には、この限りでない。

2 次条第三項の規定による請求が特殊契約の定めの一部について行なわれたときは、前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その特殊契約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第十八條 主務大臣は、特定商店街振興組合等に係る特殊契約について第十條第二項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 主務大臣は、特定商店街振興組合等に係る特殊契約について第十二條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、特定商店街振興組合等に係る第十條第二項の認可を受けた特殊契約の内容が同条第三項に規定する要件に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第十二條の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。(報告及び検査)

限度において、政令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者、同項の承認に係る中小商業近代化計画に基づいて中小商業近代化事業を実施する者、特定事業協同組合等若しくは中小商業者以外の者であつて第十四條第一項の規定による申出を受けたものに対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会に係る事項については、それぞれ通商産業大臣及びこれらの組合又は連合会を所管する大臣とする。ただし、第十五條第二項(第十六條第二項)において準用する場合を含む。の規定によるあつせん又は調停に關しては、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣、通商産業大臣及びこれらの組合又は連合会を所管する大臣とする。

二 協業組合に係る事項については、通商産業大臣及びその協業組合の行なう事業を所管する大臣とする。

三 前二号に掲げる組合又は連合会以外の者に係る事項については、通商産業大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせるこ

とができる。

(罰則)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

2 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第百十五條第一号中「この法律」の下に「及び中小商業振興法(昭和四十四年法律第 号)」を加える。

(商店街振興組合法の一部改正)

3 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十三條第一号中「この法律」の下に「及び中小商業振興法(昭和四十四年法律第 号)」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

4 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の五 中小商業振興法(昭和四十四年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第四項中「第七号の四」の下に「第七号の五」を加える。

昭和四十四年三月十五日印刷

昭和四十四年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局